

各位

浜松市監査委員	石坂守啓
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	太田康隆
浜松市監査委員	須藤京子

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>定期監査(財務監査)・行政監査結果に関する報告</b>	3
第1 監査の基準	3
第2 監査の対象	3
第3 監査の期間	3
第4 監査の着眼点及び実施内容	3
第5 監査の結果等	4
1 監査の結果	4
2 監査の結果に基づく意見	4
<b>定期監査(学校監査)・行政監査結果に関する報告</b>	13
第1 監査の基準	13
第2 監査の対象	13
第3 監査の期間	13
第4 監査の着眼点及び実施内容	13
第5 監査の結果	13
<b>定期監査(工事監査)・行政監査結果に関する報告</b>	14
第1 監査の基準	14
第2 監査の対象	14
第3 監査の期間	14
第4 監査の着眼点及び実施内容	14
第5 監査の結果	14
第6 監査対象の概要	15
<b>財政援助団体等監査結果に関する報告</b>	17
第1 監査の基準	17
第2 監査の対象	17
第3 監査の範囲	18
第4 監査の期間	18
第5 監査の着眼点及び実施内容	18
第6 監査の結果等	18
1 監査の結果	18
2 監査の結果に基づく意見	18
第7 監査対象の概要	21

## 定期監査(財務監査)・行政監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおり(部課等の名称は、監査の期間の末日時点の名称)である。

対象とする部等	対象とする課等	
1 市長公室	秘書課	広聴広報課
	東京事務所	-
2 企画調整部	企画課	国際課
	デジタル・スマートシティ推進課	情報システム課
3 土木部	道路企画課	中央土木整備事務所
	浜名土木整備事務所	天竜土木整備事務所
	道路保全課	河川課
4 中央区役所	区振興課	区民生活課
	まちづくり推進課	東行政センター
	西行政センター	南行政センター
	舞阪支所	-
5 浜名区役所	区振興課	区民生活課
	まちづくり推進課	北行政センター
	引佐支所	三ヶ日支所
6 天竜区役所	区振興課	区民生活課
	まちづくり推進課	春野支所
	佐久間支所	水窪支所
	龍山支所	-
7 学校教育部	教育総務課	学校・地域連携課
	教育施設課	教職員課
	教育センター	指導課
	市立高等学校	教育支援課
	健康安全課	-
8 区選挙管理委員会	中央区選挙管理委員会事務局	浜名区選挙管理委員会事務局
	天竜区選挙管理委員会事務局	-

### 第3 監査の期間

令和7年7月1日から令和7年11月19日まで

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

## 第5 監査の結果等

### 1 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

### 2 監査の結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

#### (1) 企画調整部

##### ア 企画課

##### 政策トライアル推進事業について

##### 【現状及び課題】

本市では、地域の課題解決や事業改善にスピード感を持って対応するとともに、職員のボトムアップによる積極的なチャレンジを促すため、政策トライアル推進事業を実施している。制度を創設した令和5年度から令和7年11月末までに18件の事業が採択されている。

- ・対象事業は、各政策分野のニーズ調査、モデル事業の実証実験など次年度以降に本格実施するための調査やモデル的な取組、喫緊の課題への対応策及びその他企画調整部長が認めるもの、としている。
- ・企画課は、希望する部局からの申請内容を審査する立場にあるが、一方で、検討段階から相談を受け、申請に向け事業内容の精度や熟度を高めるなど伴走支援も行っている。
- ・現行では、単一の部局からの申請を想定した制度設計となっているため、複数の部局が連携して取り組むべき地域課題への対応が難しい。
- ・令和5年度は2件、令和6年度は9件、令和7年度は11月末までで7件の事業が採択されている。令和5年度及び令和6年度に採択された11件のうち9件は、事業化済又は今後事業化される予定であり、残る2件も事業の参考として活用されている。
- ・令和6年度は、浜松市総合計画基本計画である浜松市未来ビジョン第一次推進プランの最終年度に当たり、次期計画策定に向けての利用が多く見られたが、令和7年度は、当初の募集では予算上限に達しなかったため、9月に再募集を行っている。

##### 【意見】

- ・企画課は、事業化にこだわり過ぎることなく、職員の積極的提案やチャレンジを促す組織風土の醸成に資するよう取り組まれない。
- ・また、部局横断的な課題に対しても、積極的に取り組めるよう、必要に応じて制度を見直し、部局間の連携の強化を図ることで、更なる制度の有効活用に努められたい。

**イ 情報システム課**  
**情報セキュリティ監査について**  
**【現状及び課題】**

本市では情報セキュリティ基本方針等に基づき、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、情報システム課において情報セキュリティに係る内部監査を実施している。

- ・内部監査は、近年発生しているインシデント事例から監査テーマを選定し、選定テーマに関連が深い所属又は連続して同種のインシデントが発生した所属を監査対象課としている。また、監査人は情報システム課職員が務めている。
- ・令和6年度は3件の内部監査を実施し、監査における指摘事項については既に改善済である。
- ・総務省が策定した地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(令和7年3月改定)において、情報セキュリティ監査の結果については、適切な範囲で公開していく必要があるとされているが、本市では公開していない。
- ・情報セキュリティのガバナンス強化を図るため、これまで情報セキュリティ責任者(情報システム課長)の権限で実施していた情報セキュリティ監査は、令和7年度から最高情報セキュリティ責任者(CISO。担当副市長)の権限で実施することとなった。

**【意見】**

- ・情報セキュリティ監査について、リスクアプローチの観点からの監査テーマ及び対象課の選定により効率的で実効性ある監査に努めるとともに、実施件数増に向けた体制の検討及び監査担当職員の確保・育成に取り組まれない。
- ・また、監査結果を庁内に共有することで全職員の情報セキュリティ対策への意識向上を図るとともに、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点から、情報セキュリティ確保に十分配慮した中で、監査結果の公開について検討されたい。

## (2) 土木部

### 道路企画課

#### 交通事故AI分析事業について

##### 【現状及び課題】

本市では平成 27 年度から「浜松市交通事故ワースト 1 脱出作戦」を掲げ、様々な関係機関と連携して事故削減に取り組んでいる。令和 4 年度から新たな取組として、交通事故AI分析事業を行っている。また、同事業で作成した「危険予測箇所マップ」を令和 5 年度からホームページ上で公開している。

- ・本事業では、「事故危険度予測モデル」と「対策検討モデル」を構築し、事故データや道路構造から危険箇所を予測するとともに、事故要因を分析して事故削減の加速化を目指している。
- ・分析結果を活用し、令和 5 年度に 23 か所、令和 6 年度に 20 か所で安全対策を講じ、令和 5 年度の対策箇所では実施前 3 年間と比較して令和 6 年の事故件数が約 5 割減少した。
- ・交通事故AI分析については、令和 4 年度から公募型プロポーザル方式により選定された業者が開発した独自システムを使用し、データの蓄積などを行っている。今後、交通事故発生件数を中心とした効果検証を実施する予定である。
- ・「事故危険度予測モデル」により事故危険度を可視化した「危険予測箇所マップ」は令和 7 年 11 月時点で約 86 万回の閲覧実績がある。

##### 【意見】

- ・道路企画課は、全国的にも先進的な取組であるAI分析が交通事故削減の事業モデルとして確立し、効果的な施策の立案につながるよう努められたい。
- ・「危険予測箇所マップ」については、交通事故削減に向けて、それぞれの道路利用者の目線に立った周知方法の創意工夫、危険箇所への現場サインの設置など具体的な施策を通じて、広く市民にマップが共有・活用され、交通安全に対する市民の行動変容につながるよう取り組まれたい。

### (3) 区役所

#### ア 中央区役所(区振興課、東行政センター、西行政センター、南行政センター)

#### 浜名区役所(区振興課、北行政センター)

#### 区再編の影響について

##### 【現状及び課題】

令和6年1月1日に行政区が3区(中央区・浜名区・天竜区)に再編されてから1年半が経過した。中央区の旧東区・旧南区・旧西区、浜名区の旧北区は新たに行政センターに再編され、区役所と同等のサービスを提供することとされた。

- ・区再編や書かない窓口の導入に合わせて、郵送センターなど区役所への事務の集約化や専決権の付与、分業制の導入を進め、市民サービスの提供体制を確保しつつ職員数は当初の見込どおりに推移している。
- ・再編後、行政センターでは、日常業務の迅速化、効率的な組織運営及び的確な事務実行の観点から、事務の一部について副参事や専門監に専決権を付与している。
- ・地域力向上事業は、予算は区に集約されたが、各行政センターに予算を配分することにより、従前と同様に地域の独自性を活かした取組が継続されている。
- ・地域住民の声を市政に反映するための組織である区協議会は、再編後、代表会と各地域単位の地域分科会の二層構造に変更された。
- ・地域分科会では、地域課題の把握、事業提案など住民主体の活動、代表会では、地域分科会からの意見を集約して、区政運営方針の検討や地域間調整を行っているが、運営に当たっては代表会の事務が再編前に比べ純増となっている。
- ・令和4年5月に決定された浜松市区再編(案)では、区再編により職員の削減を5年程度の期間をかけて行うとされており、今後も行政センターの職員数は段階的に削減される見込みである。

##### 【意見】

- ・区再編による窓口サービスの影響については、再編後の大きな混乱もなく再編前と同等のサービスを維持していることは評価できる。引き続きデジタル技術の活用などにより、市民の利便性向上に努められたい。
- ・地域力向上事業等の地域づくり支援については、地域間の公平性の確保に配慮の上、地域の個性や魅力を活かしたまちづくりが行えるよう取り組まれない。
- ・区協議会は、中央区、浜名区で新たに代表会と地域分科会が設置されたことから、市民意見の反映と効率的な協議会の運営に努めることで、住民自治の促進を図られたい。

## イ 天竜区役所(区振興課、春野支所、佐久間支所、水窪支所、龍山支所)

### 緊急避難場所及び避難所の設置・運営について

#### 【現状及び課題】

天竜区役所区振興課及び4支所は、市の災害時職員配備計画に基づき、避難所※1や応急救護所を担当する地区防災班員の選出事務を担っている。地区内に勤務又は居住する職員だけでは必要な数の地区防災班員の確保が困難となっており、災害時における緊急避難場所※2の開設の遅れ、情報伝達及び要配慮者対応に支障を来すおそれがある。

※1 避難所 …避難者が避難生活を送るための指定避難所

※2 緊急避難場所…災害の危険が切迫した緊急時に一時的に安全を確保するための指定緊急避難場所

- ・天竜区役所の春野支所、佐久間支所、水窪支所、龍山支所(以下「4支所」という。)は、危機管理課通知「災害時職員配備計画における地区防災班員の選出について」に基づき、地区防災班員の選出をしている。通知では「できるだけ避難所から近い職員を地区防災班員として選出」としているが、当該地区内に勤務又は居住する職員だけでは必要な数の地区防災班員の確保が困難なため、当該地区外の職員を選出している。

#### 4支所内の緊急避難場所に配備される地区防災班員の勤務地の状況

支所名	支所区域内	天竜区内	天竜区以外	計
春野	6人(30.0%)	8人(40.0%)	6人(30.0%)	20人
佐久間	18人(78.3%)	3人(13.0%)	2人(8.7%)	23人
水窪	10人(83.3%)	2人(16.7%)	0人(0.0%)	12人
龍山	8人(53.4%)	5人(33.3%)	2人(13.3%)	15人
計	42人(60.0%)	18人(25.7%)	10人(14.3%)	70人

#### 4支所内の緊急避難場所に配備される地区防災班員の居住地の状況

支所名	支所区域内	天竜区内	天竜区以外	市外	計
春野	6人(30.0%)	3人(15.0%)	10人(50.0%)	1人(5.0%)	20人
佐久間	12人(52.2%)	4人(17.4%)	7人(30.4%)	0人(0.0%)	23人
水窪	4人(33.3%)	6人(50.0%)	2人(16.7%)	0人(0.0%)	12人
龍山	2人(13.3%)	10人(66.7%)	2人(13.3%)	1人(6.7%)	15人
計	24人(34.3%)	23人(32.8%)	21人(30.0%)	2人(2.9%)	70人

- ・緊急避難場所によっては、地区防災班員の勤務地及び居住地が地区外のため、道路冠水や土砂崩れなどにより参集が遅れたり困難となることが想定される。現在、4支所は台風等の事前に予測可能な場合は支所職員を中心に割振りを作成し、開設の遅れを最小限にするよう努めている。
- ・一方、この方法では、広域的な大規模災害が発生して地区防災班員及び支所職員が参集できない場合、緊急避難場所の開設が困難となるおそれがある。区振興課及び4支所は、緊急避難場所の開設の初動において、地区防災班員及び支所職員が参集できない場合に備え、自主防災隊との避難所運営訓練や各種講座などを通じて防災意識の向上に努め、地域住民や自主防災隊と顔が見える関係の構築に努めている。

## 【意見】

- ・天竜区役所区振興課及び4支所は、平時から自主防災隊や消防団など地域の関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、地域住民の自助・共助の防災意識が一層高まるよう努められたい。
- ・加えて、支所区域内に勤務・居住する職員が少ないことから、いち早く到着した地域住民や自主防災隊等が、緊急避難場所や避難所の開設及び管理を迅速かつ柔軟に行えるよう、例えばキーボックスの活用や天竜区の実状にあった形でのマニュアル整備など、危機管理課等の関係部署と協議されたい。

## ウ 天竜区役所水窪支所

### 水窪地域ローカルコープ構想推進事業について

#### 【現状及び課題】

天竜区役所水窪支所は、地域住民等が主体となって運営される共助の仕組みづくりのため、国の交付金事業として採択された「Local Coop構想※を活用した共助による地域づくりプロジェクト(計画期間 令和5～7年度)」に取り組んでいる。

#### ※Local Coop(ローカルコープ)構想

…自治体や企業と協働しながら、住民自身が参画・意思決定・労働し、自らが地域経営を担い、自らの地域の豊かさと持続性をデザインする構想のこと。水窪地域においては、共助の組織または仕組みづくりの検討を行い、持続可能な地域を目指すもの。

- ・水窪地域ローカルコープ構想推進事業は、地域課題の解決と経済性を両立させ、持続可能な事業運営を行うことが求められるものである。
- ・令和5年度は、住民ニーズや資源等の調査及び構想企画など、令和6年度は、活動拠点や協力者等の調査や調整、グランドデザイン骨子策定などを実施した。また、令和5年度以降、水窪地域の課題や資源を地域活動団体や地域住民が自分ごととして議論する「自分ごと化会議」を開催している。
- ・法人設立後は地域資源を活用した事業開発を行い、事業収益の安定化による事業継続を目指している。

## 【意見】

- ・令和7年12月に同プロジェクトのグランドデザイン(天竜川流域まかしょう宣言)を策定し、令和7年度中には法人が設立される。水窪地域における共助による持続可能な地域づくりに向け、更なる地域資源の発掘と活用、事業化に期待する。また、法人設立後の住民参加の促進と行政支援のあり方について検討されたい。

#### (4) 学校教育部

##### ア 教育総務課、教育センター

##### 学校における教育DXについて

##### 【現状及び課題】

本市では、こどもたち一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びや、創造力を育む主体的な学びの充実、学校における働き方改革を更に推し進めるため、令和 7 年 3 月に策定した浜松市教育総合計画などにより、デジタル技術等を活用して学校教育に変容、変革をもたらす教育DXを推進している。

- ・ ICT機器の効果的な活用と教員のICT活用能力の向上のため配置されていた ICT支援員の配置は令和 5 年度で終了した。
- ・ 教育総務課は、各学校でICT支援員とともに作成していたワークシートを全教職員が活用できるようポータルサイトを整備している。また、教育センターでは、教職員の研修充実、学校訪問による支援等により教職員のICTリテラシーの向上に取り組むとともに、各学校では、デジタル活用を牽引する役割を担う教育の情報化推進リーダー等による校内研修を実施している。
- ・ 現地調査を実施した学校においては、教職員のICT活用にはばらつきがあることが確認された。
- ・ 令和 7 年 4 月から旧システムに代わり統合型校務支援システム「T-port」を導入したが、システム操作の不慣れ等で当初は一部の学校で運用に支障が生じた。

##### 【意見】

- ・ 教育センターは、教職員のICTリテラシーの底上げに向けた研修の充実と、教育の情報化推進リーダーを中心とする各学校でのOJT活動の促進のため必要な支援に努められたい。
- ・ また、教育総務課は、教職員の負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システム「T-port」導入を契機とした業務の見直しと働き方改革に取り組まれたい。

## イ 学校・地域連携課(旧：教育総務課)

### 放課後児童健全育成事業について

#### 【現状及び課題】

本市では、放課後児童健全育成事業について、市が行う公設民営放課後児童会としての委託事業と、事業者が行う民設民営放課後児童会に対する補助事業を実施している。待機児童の早期解消のため、令和6年度に民設民営放課後児童会に対する補助金を拡充し、定員数の増加を図っている。

- ・放課後児童健全育成事業は、就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもたちに放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、健全な育成を図る事業である。
- ・当該事業は市町村に加え、市町村以外の者が行う場合についても、あらかじめ市町村に届け出て行うことができる。
- ・本市では、令和7年5月1日時点で市が委託により行う公設民営164か所(4受託者)、事業者が補助金により自ら行う民設民営16か所(12事業者)の放課後児童会を実施している。
- ・浜松市放課後児童健全育成事業費補助金の拡充により令和7年5月1日時点の定員数は、前年に比べ545人増加した。市として今後も事業拡大を検討している。
- ・同補助金の交付団体に対する監査において、事故等の発生時における責任体制等に関して懸念がある例があった。

#### 【意見】

- ・学校・地域連携課は、放課後児童健全育成事業について、委託事業を今後も着実に実施するとともに、補助事業の実施に当たっては、こどもの安全性の確保に向けて事業者に対し必要な指導監督等を行われたい。

## ウ 健康安全課

### 学校給食費の徴収事務について

#### 【現状及び課題】

令和4年度に開始した学校給食費の公会計化から3年が経過し、収入率の低下傾向がみられる。今後、5年の時効期間を迎える債権が順次発生するほか、生徒の卒業等に伴う保護者の納付意識の低下等により、徴収が更に困難となることが懸念される。

#### 【学校給食費の収入率の推移】

##### 現年度分

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額 (円)	3,818,780,222	3,751,851,038	3,675,716,522
収入済額 (円)	3,801,578,496	3,728,582,328	3,652,057,909
未納件数 (件)	850	993	975
未納額 (円)	17,201,726	23,268,710	23,658,613
収入率 (%)	99.55	99.38	99.36

##### 滞納繰越分

区分	令和5年度	令和6年度
調定額 (円)	17,201,726	37,085,244
収入済額 (円)	3,737,702	4,512,177
未納件数 (件)	532	1,181
未納額 (円)	13,464,024	32,573,067
収入率 (%)	21.73	12.17

- ・学校給食費の納付は、口座振替を基本としているが、申込手続には保護者が金融機関窓口に出向く必要があり、手続に係る負担軽減が課題となっている。未納分の納付等に用いる納付書による納付は、現状では金融機関とコンビニエンスストアのみとなっている。
- ・本市では、これまでに支払督促等の法的措置を講じた事例はないが、相当の理由なく納付に応じない保護者に対しては、より厳格な対応が求められる。

#### 【意見】

- ・健康安全課は、現年度分の学校給食費の収入率向上を図るため、Web口座振替受付サービスの活用など、口座振替の一層の利用促進に努めるとともに、納付手段の多様化についても検討されたい。
- ・滞納繰越分については、保護者の公平性の観点から、未納者の状況を十分見極めたうえで法的措置を含めた早期の対応を図られたい。徴収が困難な事案については、収納対策課との連携や弁護士法人の活用などにより、効果的、効率的な回収に努められたい。

## 定期監査(学校監査)・行政監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする学校	
教 育 委 員 会	竜 禅 寺 小 学 校	曳 馬 小 学 校
	富 塚 小 学 校	城 北 小 学 校
	豊 西 小 学 校	笠 井 小 学 校
	芳 川 小 学 校	都 田 小 学 校
	入 野 小 学 校	雄 踏 小 学 校
	新 原 小 学 校	北 浜 北 小 学 校
	下 阿 多 古 小 学 校	気 田 小 学 校
	西 気 賀 小 学 校	三ヶ日東小 学 校
	与 進 中 学 校	都 田 中 学 校
	高 台 中 学 校	東 陽 中 学 校
	富 塚 中 学 校	舞 阪 中 学 校
	鹿 玉 中 学 校	光 が 丘 中 学 校

### 第3 監査の期間

令和7年7月1日から令和7年11月19日まで

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象として抽出した小学校16校、中学校8校の主要歳出予算及び教職員が関与する学年会計等の私費会計に係る事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

### 第5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

## 定期監査(工事監査)・行政監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおりである。

1	令和6年度	浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(建築工事)
	・工事担当課	財務部 公共建築課
	・事業主管課	産業部 労働政策課
2	令和6年度	浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(機械設備工事)
	・工事担当課	財務部 公共建築課
	・事業主管課	産業部 労働政策課
3	令和6年度	浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(電気設備工事)
	・工事担当課	財務部 公共建築課
	・事業主管課	産業部 労働政策課
4	令和6年度	河川改良単独事業(二)九領川流域調整池設置工事
	・工事担当課	土木部 中央土木整備事務所
	・事業主管課	土木部 中央土木整備事務所

### 第3 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年12月18日まで  
(調査日 令和7年11月18日)

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

令和7年度に施工中の工事から4件を抽出し、調査日時点の対象工事について、計画、設計、積算、施工等が合規性、正確性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されているかを着眼点とし、検証した。

監査手法については、監査対象部局から提出された工事関係書類の審査とともに、関係職員からの説明の聴取により行った。

なお、実施に当たっては、協同組合総合技術士連合に調査を委託し、同法人から選任された技術士による技術調査結果の報告を参考とした。

### 第5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

## 第6 監査対象の概要

調査日時点における監査対象の工事の概要は次のとおりである。

### 1 令和6年度 浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(建築工事)

工事場所	浜松市中央区船越町地内
工事概要	屋根改修(屋上防水改修) 内部改修(内装改修、建具改修、家具改修等)、EV新設 その他(外構工事、駐車場整備工事、増築工事)
請負契約金額	742,500,000円
請負人	常盤工業株式会社 代表取締役 市川 浩透
契約日	令和6年12月20日
工期	令和6年12月21日から令和8年3月10日まで
契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	64.0%

### 2 令和6年度 浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(機械設備工事)

工事場所	浜松市中央区船越町地内
工事概要	空気調和設備改修(個別空調、換気設備、自動制御設備、各種配管) 給排水衛生設備改修(衛生器具、消火設備、各種配管) その他(外構配管、駐車場給水配管)
請負契約金額	236,500,000円
請負人	株式会社ハマネン設備センター 代表取締役 山本 英明
契約日	令和6年12月20日
工期	令和6年12月21日から令和8年3月10日まで
契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	65.0%

### 3 令和6年度 浜松市勤労福祉センター大規模改修工事(電気設備工事)

工事場所	浜松市中央区船越町地内
工事概要	電灯、動力設備(動力幹線、電灯幹線、動力分岐、電灯分岐) 受変電設備、発電設備(非常用発電設備)他
請負契約金額	236,500,000円
請負人	日管株式会社 代表取締役 三輪 高太郎
契約日	令和7年1月23日
工期	令和7年1月24日から令和8年3月10日まで
契約方法	制限付一般競争入札
進捗率	56.0%

#### 4 令和6年度 河川改良単独事業(二)九領川流域調整池設置工事

工 事 場 所	浜松市中央区神原町地内
工 事 概 要	調整池設置工(掘り込み式) 調整池容量 20,280 m <sup>3</sup> 敷地面積 16,027 m <sup>2</sup> 貯留深さ 1.57~2.57m
請負契約金額	当 初 257,400,000 円 変更後 265,002,100 円
請 負 人	小笠原マル昇株式会社 代表取締役 京極 恒弘
契 約 日	当初 令和7年3月27日 変更 令和7年6月 2日
工 期	令和7年3月28日から令和8年2月27日まで
契 約 方 法	制限付一般競争入札
進 捗 率	70.0%

## 財政援助団体等監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおりである。

1	報徳運動推進協議会(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金(令和6年度分)
・ 補助金の所管課	中央区役所 東行政センター
2	染地台放課後児童クラブ保護者会(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金(令和6年度分) 浜松市放課後児童健全育成事業費補助金(令和6年度分)
・ 補助金の所管課	学校教育部 学校・地域連携課(旧:教育総務課)
3	遠州はまきた飛竜まつり実行委員会(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金	遠州はまきた飛竜まつり開催事業負担金(令和6年度分)
・ 負担金の所管課	浜名区役所 まちづくり推進課
4	天竜産業観光まつり実行委員会(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金	天竜産業観光まつり実行委員会負担金(令和6年度分)
・ 負担金の所管課	天竜区役所 まちづくり推進課
5	浜松多文化創造活動促進事業実行委員会(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金	浜松多文化創造活動促進事業費負担金(令和6年度分)
・ 負担金の所管課	企画調整部 国際課
6	公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)
・ 市の出資比率	42.3%
・ 団体の所管課	企画調整部 国際課
7	シンコー・東海美装・リベルタスグループ(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市北部水泳場
・ 施設の所管課	中央区役所 まちづくり推進課
8	イービス・グループ有限責任事業組合(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市浜北斎場
・ 施設の所管課	浜名区役所 区民生活課
9	ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市国民宿舎奥浜名湖
・ 施設の所管課	浜名区役所 北行政センター

### **第3 監査の範囲**

- 1 財政援助団体については、令和6年度に執行された本市からの補助金及び負担金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、主に令和6年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、令和6年度及び令和7年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

### **第4 監査の期間**

令和7年7月1日から令和7年11月19日まで

### **第5 監査の着眼点及び実施内容**

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

### **第6 監査の結果等**

#### **1 監査の結果**

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

#### **2 監査の結果に基づく意見**

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

## (1) 天竜産業観光まつり実行委員会

(負担金：天竜産業観光まつり負担金(令和6年度分)、所管課：天竜区役所 まちづくり推進課)

### 天竜産業観光まつりの新たな収入確保と運営事務について

#### 【現状及び課題】

天竜産業観光まつり実行委員会の主な収入源である市及び実行委員会構成員の負担額は過去10年間同額であり、総収入に対する市の負担金比率は80.2%と高い状況にある。

- ・天竜産業観光まつりは、旧天竜市を中心とした天竜区にある歴史、文化等の魅力を内外に発信し、賑わいの創出や地域活性化を図るとともに、天竜区の交流人口の増加に結びつける趣旨のもと実施されている。
- ・令和6年度は、市負担金399万4千円のほか、天竜商工会、天竜森林組合、天竜木材産地協同組合、遠州中央農業協同組合の各構成員からそれぞれ10万円の負担金を収入した。市負担金は、警備費や会場整備に係る費用等に優先充当し、残余分をイベントに係る経費に充てている。
- ・コロナ禍以降、人件費や物価の上昇など、経済情勢の変化によるコスト増への対応が課題となっている。
- ・平成29年度以降、同実行委員会の事務局業務を外部へ委託していることから、イベントや委員会運営のノウハウが実行委員会に蓄積されない課題が懸念される。また、事業費の約2割に相当する委託料が発生することで、実質的な事業費予算は目減りしている。

#### 団体及び所管課に対するもの

##### 【意見】

- ・天竜産業観光まつり実行委員会は、人件費上昇など経済情勢の変化にあって持続可能な形で事業が実施できるよう、支出の不断の見直しはもとより、新たな自主財源の確保等に努められたい。
- ・事務局業務の外部委託化が運営ノウハウ等の喪失に繋がらないよう、実行委員会として委託内容の精査に努めるとともに、委員会に参画する各団体の適切な関与のあり方について検討されたい。

## (2) ヤタロー・共同グループ

(公の施設：浜松市国民宿舎奥浜名湖、所管課：浜名区役所 北行政センター)

### 施設の運営について

#### 【現状及び課題】

浜松市国民宿舎奥浜名湖は、施設のリニューアルから 20 年超が経過し、施設の老朽化に伴い、今後は多くの修繕・改築費用が見込まれる。

- ・浜松市行政経営計画において民営化が計画されていたが、移行に伴う経費や借地等の問題により、民営化への準備、調整期間として平成 23 年度から 5 年間は指定管理者制度により運営することとなった。平成 27 年度の資産経営推進会議において、指定管理者制度により施設運営を継続することを決定し、現在に至っている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下では施設の稼働は落ち込んだが、令和 5 年度から宿泊や食事・入浴の利用は回復している。一方で、宴会需要は減少傾向にある。

[直近の利用状況]

(単位：人)

区分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
宿泊	12,345	4,945	5,626	8,314	10,397	12,925
食事・日帰り宴会	46,853	24,151	20,984	25,534	31,591	36,097
入浴	17,468	12,229	13,118	18,358	22,437	23,013

- ・リニューアルから 20 年超が経過していることから、今後は多額の修繕・改築費用等が見込まれるが、具体的な施設整備計画は作成されていない。
- ・施設のリニューアル時に県補助金の交付を受けているため、耐用年数が経過する前に施設を解体・廃止等をする場合は、補助金返還金が発生することも見込まれている。

### 所管課に対するもの

#### 【意見】

- ・浜名区役所北行政センターは、浜松市国民宿舎奥浜名湖の施設や設備の老朽化の現状を精緻に確認し、今後見込まれる大規模修繕や改築の費用、時期について、本庁所管課である観光・シティプロモーション課と共有されたい。
- ・また、将来的な施設のあり方については、観光・シティプロモーション課等、関係部署と調整しながら慎重に検討されたい。

## 第7 監査対象の概要

監査の期間の末日時点における監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

### 1 報徳運動推進協議会(財政援助団体監査)

- (1) 補助金対象者  
浜松市中央区  
報徳運動推進協議会  
会長 山下 智之

#### (2) 補助金の概要

補助金名	浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金 (令和6年度分)
補助金の目的	団体の提案に基づき、地域内の資源を活かした事業を実施し、地域の課題解決や地域の魅力の掘り起こしが行われるとともに、地域で活動する人材が育ち、また、地域の人同士のコミュニティができる等地域の活性化が図られ、住みよい地域社会を実現すること。
補助金交付対象	需用費(印刷製本費、消耗品)、役務費(郵送料)、委託料
補助金額	1,000,000円
補助率	50%以内
所管課	中央区役所 東行政センター

## 2 染地台放課後児童クラブ保護者会(財政援助団体監査)

- (1) 補助金対象者  
 浜松市浜名区  
 染地台放課後児童クラブ保護者会  
 代表 渥美 彩乃

### (2) 補助金の概要

補助金名	浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金(令和6年度分)
補助金の目的	放課後児童健全育成事業を補完する類似放課後児童クラブの促進及び充実を図る。
補助金交付対象	類似放課後児童クラブの運営に必要な需用費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、人件費(食料費を除く)
補助金額	430,000円
補助率	補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額
所管課	学校教育部 学校・地域連携課(旧：教育総務課)

補助金名	浜松市放課後児童健全育成事業費補助金(令和6年度分)
補助金の目的	放課後児童健全育成事業の促進及び充実を図る。
補助金交付対象	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(食糧費を除く)、障がい児受入れに必要な人件費、送迎の協力者への人件費・送迎車両に係る燃料費・送迎実施の委託料、実施場所にかかる賃借料
補助金額	4,081,000円
補助率	補助基準額の合計と補助対象経費の実出費額の合計を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額
所管課	学校教育部 学校・地域連携課(旧：教育総務課)

## 3 遠州はまきた飛竜まつり実行委員会(財政援助団体監査)

- (1) 負担金対象者  
 浜松市浜名区貴布祢 3000番地  
 遠州はまきた飛竜まつり実行委員会  
 実行委員長 松下 敏明

### (2) 負担金の概要

負担金名	遠州はまきた飛竜まつり開催事業負担金(令和6年度分)
負担金の目的	市民が共に楽しみ互いに親睦と連帯感の高揚を図ることにより、市民意識と郷土愛を育み地域産業の活性化と地域文化を創造することを目的とする。
負担金交付対象	事業費(会場設営費・企画運営費・会場交通誘導警備費、来場者送迎バス代、倉庫使用料)
負担金額	11,090,000円
所管課	浜名区役所 まちづくり推進課

#### 4 天竜産業観光まつり実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市天竜区二俣町二俣 425 番地の 5  
天竜産業観光まつり実行委員会  
委員長 川島 正光

(2) 負担金の概要

負担金名	天竜産業観光まつり実行委員会負担金(令和 6 年度分)
負担金の目的	歴史や文化などの地域の魅力を訴える「天竜産業観光まつり」を実施することにより、天竜区の交流人口の増加に結びつけ、賑わいの創出や地域活性化を図る。
負担金交付対象	警備費、会場設営費など
負担金額	3,994,000 円
所管課	天竜区役所 まちづくり推進課

#### 5 浜松多文化創造活動促進事業実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中央区早馬町 2 番地の 1  
浜松多文化創造活動促進事業実行委員会  
委員長 佐伯 康考

(2) 負担金の概要

負担金名	浜松多文化創造活動促進事業費負担金(令和 6 年度分)
負担金の目的	実行委員会は、第 3 次多文化共生都市ビジョンが掲げる「価値創造型」多文化共生社会の推進のため、外国人市民による文化的活動や創造的活動の表現の場を設けるとともに、地域社会で活躍するロールモデルとなる外国人市民の取組を広く発信することで、外国人市民の能力や多様性を都市の発展につなげ、併せて日本人市民の多文化共生意識向上を図ることを目的とする。
負担金交付対象	事業費(委託料、会場使用料等)
負担金額	6,200,000 円
所管課	企画調整部 国際課

## 6 公益財団法人浜松国際交流協会(出資団体監査)

### (1) 出資団体

浜松市中央区早馬町2番地の1  
 公益財団法人浜松国際交流協会  
 代表理事 平井 正大

### (2) 団体の概要

設 立	平成3年10月1日
設 立 目 的	浜松市の特性を生かし、経済、学術、文化等の国際交流事業及び在住外国人の日常生活に関する支援事業を幅広く行い、もって個性と活力にあふれた国際都市浜松の創造に寄与すること。
組 織 〔 令和7年3月 31日現在 〕	ア 役員等 16人 (理事長1人、業務執行理事1人、理事5人、 評議員8人、監事1人) イ 職 員 36人(市派遣職員1人、正規職員11人、 会計年度任用職員24人)
主 な 事 業	ア 多文化共生のまちづくりに関する事業 (ア) 相談事業 多言語生活相談、出張相談、法律相談、社労士相談など (イ) 日本語学習支援事業 浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進など (ウ) 外国につながる次世代支援事業 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦、就学支援教室など (エ) 多文化防災事業 外国人防災リーダー研修、災害・防災情報提供 災害時多言語支援センター設置訓練など イ グローバル感覚に優れた人づくりに関する事業 (ア) 地域共生事業 各地域への個別支援、地域共生自治会会議 (イ) 多様性を生かしたまちづくり事業 多文化共生MONTH、外国人材活躍宣言事業所認定事業 (ウ) グローバル人材の育成と活用 グローバル人材セミナー、国際理解教育講座、 コミュニティ・ライフステージ講座など (エ) 国際交流・国際理解事業 外国語講座、交流イベントなど (オ) 担い手の育成と支援 ボランティアバンクの運営、助成金交付など (カ) 情報収集・提供事業 HICE NEWS、Facebook等SNS、情報カウンターなど
市 と の 関 係	出えん金 150,000,000円(出資比率42.3%)
所 管 課	企画調整部 国際課

## 7 シンコー・東海美装・リベルタスグループ(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市中央区東三方町 354 番地の 2

シンコー・東海美装・リベルタスグループ

代表者 シンコースポーツ株式会社 浜松営業所

営業所長 原田 隆正

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市北部水泳場
所在地	浜松市中央区高丘西四丁目 7 番 1 号
施設の概要	鉄骨造一部木造 2 階建 敷地面積：12,198.00 m <sup>2</sup> (その他臨時駐車場敷地 6,078.68 m <sup>2</sup> ) 延床面積：2,392.69 m <sup>2</sup> <b>【屋内施設】</b> 温水プール、徒渉プール、ウォータースライダー、採暖室、ロッカー、事務室等 <b>【屋外施設】</b> 流水プール、児童プール、ちびっこプール、観覧席、駐車場、臨時駐車場
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
指定管理料	60,602,000 円(令和 6 年度分) 58,500,000 円(令和 7 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 上記に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
所管課	中央区役所 まちづくり推進課

## 8 イージス・グループ有限責任事業組合(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

三重県四日市市朝日町1番4号  
 イージス・グループ有限責任事業組合  
 職務執行者 斎藤 孝宏

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市浜北斎場
所在地	浜松市浜名区宮口4831番地の170
施設の概要	敷地面積：14,581.79㎡(バス待機場含む) 建物等 <b>【南館】</b> 供用時期 平成18年4月1日 構造等 鉄筋コンクリート造平屋建(一部鉄骨造2階建) 延床面積 1,833.78㎡ 火葬施設 火葬炉：5基、ペット火葬炉：1基 <b>【北館】</b> 供用時期 令和3年4月1日 構造等 鉄筋コンクリート造3階建(一部鉄骨造) 延床面積 1,894.21㎡ 火葬施設 火葬炉：4基 <b>【バス待機場】</b> 延床面積 630.94㎡(浜名区宮口4831番地の647) 駐車台数 5台(大型バス) 開館時間 午前9時から午後5時まで 休館日 友引日及び1月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
指定管理料	67,628,880円(令和7年度分)
利用料金制	導入済 (死亡者の死亡当時の住所が市外の場合及びペット類の死がいの火葬料、分娩に係る胎盤等及び身体の一部の焼却料は有料)
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の運営及び維持管理に関する業務 イ 浜松市斎場条例第14条第2項に規定される事業の実施に関する業務 ウ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
所管課	浜名区役所 区民生活課

## 9 ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市中央区丸塚町 169 番地  
 ヤタロー・共同グループ  
 代表者 株式会社ヤタロー  
 代表取締役 中村 伸宏

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市国民宿舎奥浜名湖
所在地	浜松市浜名区細江町気賀 1023 番地の 1
施設の概要	<p>竣工時期 昭和45年7月、構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建          改築工事 平成15年12月リニューアルオープン、          構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建(耐震新基準適合)</p> <p>延床面積 3,143.18㎡          敷地面積 4,512.38㎡ うち借地 4,075.64㎡</p> <p>施設内容 4階 大展望風呂(サウナ・水風呂付)男女各1箇所          3階 フロント、ロビー、多目的ホール、レストラン、厨房、          売店、事務室、宿直室2室          中3階 大広間、カラオケルーム          2階 客室 和洋室(定員6名)バリアフリー、バス・トイレ          付1室、洋室(定員3名)バス・トイレ付3室、          和室(定員4名)トイレ付10室          1階 客室 和洋室(定員6名)バリアフリー、バス・トイレ          付1室、洋室(定員3名)バス・トイレ付3室          和室(定員4名)トイレ付10室、カラオケルーム</p> <p>宿泊定員 110名          駐車場 70台          レストラン 最大100名収容          大広間 80畳(最大100名収容)          多目的ホール 70㎡(最大60名収容)</p>
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
指定管理料	—
利用料金制	導入済
指定管理者 の 主な業務	<p>ア 国民宿舎の利用の許可に関する業務          イ 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務          ウ 国民宿舎の使用に係る利用料金の徴収に関する業務          エ 施設・設備等の保全に関する業務          オ 清掃・警備・防災に関する業務          カ 施設・設備等の修繕に関する業務          キ 施設・設備等の安全管理に関する業務          ク 水道光熱費の支払い、管理に関する業務          ケ 事業計画書・事業報告書等の作成、提出等帳簿の備置に関する業務          コ その他国民宿舎の管理に関して市長が必要があると認める業務。</p>
所管課	浜名区役所 北行政センター